

別記様式第1号（第4条関係）

要介護認定資料提供請求書（本人同意書）

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

私は、次のとおり介護保険の被保険者に係る介護認定資料の提供を請求します。なお、認定資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約します。

請求者欄	フリガナ		本人との関係
	氏名		介護サービス計画等を作成する事業所
	事業者・施設名称		
	住所	〒 電話	

本人（被保険者）	被保険者番号											
	フリガナ										生年月日	年 月 日
	氏名										性別	男 ・ 女
	住所	〒										
請求資料 （□郵送希望）	□認定調査票（基本調査・特記事項）										□閲覧	□複写
	□一次判定結果										□閲覧	□複写
	□主治医意見書										□閲覧	□複写
資料に係る認定状況	現在申請中 ・ 認定済（ 年 月 日認定）											

【本人同意書】

私は、上記の請求者が下記の者であることを証明するとともに、今治市が保有する私の上記資料について、請求者に提供することに同意します。

- 私と契約を締結した介護サービス計画等を作成する事業所
- 私と契約を締結する予定の介護サービス計画等を作成する事業所

本人署名 _____

代筆者氏名 _____（続柄 _____）

(裏面)
遵 守 事 項

- 1 私は、提供された認定資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の情報又は本人の親族の情報を本人の居宅サービス計画、施設サービス計画又は介護予防サービス（以下「介護サービス計画等」という。）の作成以外の目的には、使用しません。
- 2 私は、本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族の情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供することはしません。
- 3 私は、本人同意を得ることなく、提供された認定資料を介護サービス計画等の作成以外の目的で複写し、又は複製しません。
- 4 私は、提供された認定資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供された認定資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 私は、本人と居宅介護支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他情報提供された認定資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該認定資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提出するか又は責任を持って廃棄します。
- 6 私は、本人又は今治市から情報提供を受けた認定資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

認定資料の提供について

居宅サービス計画作成の準備をする際に、1つの情報として市の介護認定に用いた主治医意見書及び認定調査票を閲覧又は、複写することができます。

1. 提供が可能な資料

- ・ 認定調査票
- ・ 主治医意見書（ただし、主治医が居宅サービス計画作成に利用することに同意しているものに限る。）
- ・ 1次判定結果

2. 提供の請求方法

- (1) 別紙「第1号様式」による。下段の本人同意の署名は原則自署とする。
- (2) 本人が自署できない場合、親族の代筆とする。その場合、代筆者の氏名及び続柄を併せて記入のこと。
- (3) 代筆できる親族がいない場合に限り、居宅介護支援事業者・介護保険施設に属する介護支援専門員の代筆も可とする。その場合も(2)と同様に、代筆者の氏名及び続柄を併せて記入のこと。

3. 資料提供に係る費用負担

- ・ コピー1枚につき10円。郵送による提供を希望する場合はその実費。
- ・ 後日、お送りする納付書によりお支払ください。

(参考)

厚生省令第38号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第13条

第19号 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

第20号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的な観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。